

日本安全保障貿易学会第11回研究大会
(於、拓殖大学文京キャンパス、2010年9月25日)

国連の経済制裁と北朝鮮：
安保理による強制措置の限界

倉田秀也
(防衛大学校)

2. 北朝鮮の核不拡散義務不遵守 と国連安保理

①IAEAの特別査察要求とNPT脱退宣言(1993年3月12日)

- ・議長声明(S/25562)採択／決議825(S/825)
- ・中国＋パキスタン棄権

②米朝「枠組み合意」

- ・NPT脱退宣言の留保／NPT上の「特殊な地位」
- ・IAEA脱退とIAEA要員常駐(「保障措置の継続性」)
- ・米／2国間NSA＋対朝関係の段階的改善→国交樹立
朝／核施設凍結→解体＋NPT/IAEA完全復帰
- ・中国のKEDO参加拒否

3. 安保理の地域的代替：6者会談 と米国のsmart sanction

① HEU計画の発覚と否認／IAEA報告と安保理回避

- ・ 北朝鮮のNPT脱退表明と「特殊な地位」の放棄
- ・ IAEA報告→米中非公式会合→米朝中3者会談
- ・ 日本、韓国、ロシアの参加→6者会談

② PSI と米国単独の smart sanctions

- ・ 行政命令13382 (2005年6月28日)

朝鮮鉱業開発貿易会社／朝鮮嶺峰総合会社、etc.

③ 6者会談共同声明(2005年9月19日)

- ・ 凍結なき核放棄と包括的安全の保証(NSA+)

4. 「金融制裁」とミサイル発射： 安保理決議1695

①「金融制裁」とミサイル発射(2006年7月6日)

- ・NSA+と非軍事的「敵視政策」／「6者会談とは無関係」
- ・日米の制裁決議案と王光亞国連大使

②UNSC.Res.1695の採択／中国の賛同

- ・憲章第7章との関連：「国際の平和と安全の維持のための特別な責任の下に行動して・・・」／対イラン1696との比較
- ・「(北朝鮮への)ミサイルとWMDに関連する品目、資材、技術の移転を防止することを要求する(require)」

③日本独自のsmart sanctions?

- ・「特定船舶の入港禁止特別措置法」、万景峰92号に適用
- ・改正外為法、15企業1個人を対象する「金融制裁」

5. 核実験と安保理決議1718: 拡散防止的経済制裁

- ①憲章第7章への言及／「憲章第7章の下に行動し、同憲章41条に基づく措置をとって…」
- ②北朝鮮への供給・販売・移転禁止／北朝鮮からの輸出停止・調達禁止の決定(decide)／対イラン1737との比較
「国連軍備登録制度上定義された戦車、装甲戦闘車輛、大型口径火砲システム、戦闘用航空機、攻撃用ヘリ…、核関連、弾道ミサイル関連またはその他WMD計画に資する品目、資材、機材、物品、技術」<para. 8-a(i)(ii)>
／奢侈品<para. 8-a(iii)>
- ③「北朝鮮への、および北朝鮮からの貨物の検査を含む協調行動」が要請される(called upon)<para. 8-f>

6. 「2・13合意」: 安保理と地域協議の両立性

- ①中国外交部報道官／「バランスのとれた決議」
 - ・対北朝鮮善隣友好関係は「不動」
 - ・核実験後の対朝重油提供／一時停止後増加
- ②北朝鮮の核開発能力の制御／代替協議体の存続
 - ・中国の6者会談再開要請／唐家璇訪米・訪朝
 - ・米国の「旋回」／米朝ベルリン協議(2007年1月)
- ③「2・13合意」／地域的措置の先行
 - ・5個の作業部会設置＋重油支援(5万トン＋95万トン)
 - ・「テロ支援国リスト」除外／敵国通商法の適用終了
 - ・「金融制裁」／事実上解除

7. 第2回核実験と安保理決議1874 : 貨物検査の強化と制裁リスト

①ミサイル発射(2009年4月6日)と制裁リストの配布

- ・議長声明+制裁リスト配布(UNSC.Res.1718付属文書)
朝鮮鉱業開発貿易会社/朝鮮嶺峰総合会社、etc.

②第2回核実験(2009年5月25日)とUNSC.Res.1874

- ・「北朝鮮を出入りする全ての貨物について(中略)自国の権限と法律に従い、また国際法に従い、港と空港を含む自国の領内で検査することを求める」(calls upon <para. 11>
- ・制裁委員会、制裁対象に5団体、5個人を追加(7月16日)
- ・中国、ロシアの抵抗: 日米提出リストより14団体を削除
民需も扱う団体(富強貿易会社、彗星貿易会社、etc.)

8. 結：展望と課題

① 安保理迂回の smart sanctions

- ・ 制裁リストの日米間の重複
- ・ 中国(およびロシア)の地域安保優先
- ・ 韓国哨戒艦事件と行政命令13551の追加制裁

朝鮮労働党第39号室／人民武力部偵察総局／青
松聯合／金英徹(人民武力部偵察総局総局長)

② 今後の北朝鮮の挑発行動への対応

- ・ 「臨検特別措置法」と周辺事態

Thank You
Any Questions?